

奈良市公報

第 2 5 1 号

平成21年12月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則	
○奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則……………	1
告 示	
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………	2
○一般競争入札の実施……………	3
○放置自転車等の保管（2件）……………	5
○住居番号の設定……………	5
○「奈良市観光PRポスター」デザイン制作業務委託に係る企画提案書募集要領……………	5
○開発行為に関する工事の完了（3件）……………	7
○放置自転車等の処分……………	8
○放置自転車等の保管……………	8
○個別外部監査契約の締結……………	8
○住居番号の変更……………	9
○放置自転車等の保管……………	9
○道路の位置指定（2件）……………	9
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………	9
○予防接種の実施の一部改正……………	9
○インフルエンザ予防接種の実施の一部改正……………	9
○奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示……………	10
○奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画策定委員会設置要綱……………	10
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………	10
監 査	
○個別外部監査人の監査事務を補助する者の氏名等……………	11
公 営 企 業	
○一般競争入札の実施……………	11
教 育 委 員 会	
○定例教育委員会の開催……………	12
農 業 委 員 会	
○農地部会の招集……………	13

規 則

奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第72号

奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則

奈良市庁舎管理規則（昭和42年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「火気取締」を「防火管理」に、「第20条」を「第20条の2」に、「第4章 雑則（第21条・第22条）」を「第4章 防災管理（第21条～第26条）」に改める。
第5章 雑則（第27条・第28条）
第4条第1項の表中「職員課長」を「総務課長」に、「（出張所）」を「（分署及び出張所）」に改める。
第3章の章名を次のように改める。

第3章 防火管理

第16条第2項中「任命する」を「委嘱し、又は任命する」に改め、同条第3項中「任務は」の次に「、防火管理に係る消防計画を作成し、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練を実施するほか」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（防火責任者）

第16条の2 市長は、消防法施行令第4条の規定による防火管理の業務を行わせるために、防火管理者を補佐する者として本庁舎の各階及び本庁舎外の事務所等に防火責任者（奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）第54条に規定する防火責任者をいう。次項において同じ。）を置くものとする。

2 防火責任者は、防火管理者が指名する。

第17条の見出しを「（火元責任者）」に改め、同条第1項及び第2項中「火気取締責任者」を「火元責任者」に改め、同条第3項中「火気取締責任者」を「火元責任者」に、「その指示」を「防火責任者の指示」に、「その各課」を「各課」に、「火気取締り」を「火気管理」に改め、「すべての」を削る。

第18条の見出しを「（火元責任者の標示）」に改め、同条中「または」を「又は」に、「火気取締責任者標示板」を「火元責任者標示板」に、「火気取締責任者の」を「火元責任者の」に改める。

第19条の見出しを「（消防用設備等）」に改め、同条第1項及び第2項中「消火用機器具類」を「消防用設備」に改める。

第20条中「消火器又は消火栓等を開いて応急消火作業」を「近隣にいる者と協力して消火器又は消火栓等を活用し、適切な初期消火」に改める。

第3章中第20条の次に次の1条を加える。

（自衛消防組織の編成）

第20条の2 市長は、庁舎において火災が発生した場合の初期段階における消火活動、消防機関への通報、市民及

び職員の避難誘導その他の被害軽減のために必要な業務を行うため、消防法第8条の2の5の規定により自衛消防組織を置くものとする。

2 自衛消防組織の活動を適切に実施するために、自衛消防組織に統括管理者及び自衛消防要員を置くものとし、統括管理者は、消防法施行令第4条の2の8第3項各号に定める資格を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 統括管理者の任務及び自衛消防組織の業務内容については、消防法施行令の定めるところによる。

第22条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「必要な」を「、必要な」に、「つど」を「都度」に改め、同条を第28条とする。

第21条を第27条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 防災管理

(防災管理者)

第21条 消防法施行令第46条に定める防災管理を要する庁舎に、同令第45条第1号及び第2号に掲げる災害による被害の軽減のため、消防法第36条第1項において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により防災管理者を置くものとする。

2 防災管理者は、消防法施行令第47条第1項に定める資格を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 防災管理者の任務は、防災管理に係る消防計画を作成し、当該消防計画に基づく避難訓練を年1回以上実施するほか、消防法の定めるところによる。

(防災責任者)

第22条 市長は、消防法施行令第48条の規定による防災管理上必要な業務を行わせるために、防災管理者を補佐する者として本庁舎の各階及び本庁舎外の事務所等に防災責任者を置くものとする。

2 防災責任者は、防災管理者が指名する。

(災害防止責任者)

第23条 災害防止に万全を期するため、各課の室及び本庁舎外の事務所等に災害防止責任者を置き、本庁舎の各課の長及び本庁舎外の事務所等の長をもってこれに充てる。

2 前項の災害防止責任者が疾病その他やむを得ない事由により職務を行うことができないときは、前項における次席者(次席者に事故があるときは、順次繰り下げるものとする。)が、その職務を代理する。

3 災害防止責任者は、防災管理者の定める計画に基づき、又は防災責任者の指示に従い、それぞれが所掌する各課の室の災害予防に従事し、各課の室の災害防止について責任を負うものとする。

(災害防止責任者の標示)

第24条 庁舎管理者は、各課の室の入口又は見やすい場所に、災害防止責任者標示板(別記第5号様式)により災

3 供用を開始する排水施設の位置

害防止責任者の標示を行うものとする。

(災害による被害軽減のための措置等)

第25条 庁舎には、災害による被害軽減のために必要な設備及び資器材を備え付けるものとする。

2 防災管理者は、災害による被害軽減のために必要な設備及び資器材を整備するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、災害による被害軽減のための措置については、防災管理者の定めるところによる。(災害の通報等)

第26条 職員は、庁舎において災害を発見したときは、直ちに関係機関に通報連絡するとともに、近隣にいる者と協力して救出救護その他初動の措置を行わなければならない。

別記第4号様式中「火気取締責任者」を「火元責任者」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式(第24条関係)



(注) 火元責任者と災害防止責任者が同一である場合、一つの標示板にまとめて標示することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年11月4日揭示済)

告 示

奈良市告示第573号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成21年11月2日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成21年11月2日

公共下水道管理者 奈良市

奈良市長 仲川元庸

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成21年11月16日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市中町、学園赤松町、中登美ヶ丘二丁目、押熊町、あやめ池北一丁目、あやめ池北三丁目、西大寺本町、西大寺新田町、五条西一丁目、南肘塚町、大森町及び今市町の各一部

管 渠 番 号

起 点

終 点

熊取幹線－50	奈良市中町4992－40	奈良市中町4992－10
鶴舞西第 3 幹線－18	奈良市学園赤松町3422－ 1	奈良市学園赤松町3422－ 1
中登美ヶ丘幹線－31	奈良市中登美ヶ丘二丁目1984－12	奈良市中登美ヶ丘二丁目1984－12
押熊第 2 幹線－62	奈良市押熊町651－11	奈良市押熊町679－27
押熊第 2 幹線－63	奈良市押熊町679－74	奈良市押熊町679－74
あやめ池北幹線－127	奈良市あやめ池北一丁目1355－36	奈良市あやめ池北一丁目1355－36
あやめ池北幹線－128	奈良市あやめ池北三丁目1061－ 1	奈良市あやめ池北一丁目1060－ 7
あやめ池北幹線－129	奈良市あやめ池北三丁目1146－ 1	奈良市あやめ池北三丁目1146－ 1
西大寺北幹線－59	奈良市西大寺本町197－15	奈良市西大寺本町197－ 1
西大寺北幹線－60	奈良市西大寺本町197－ 4	奈良市西大寺本町197－10
西大寺北幹線－61	奈良市西大寺本町197－ 6	奈良市西大寺本町197－10
西大寺北幹線－62	奈良市西大寺本町197－ 1	奈良市西大寺本町197－ 6
西大寺南幹線－222	奈良市西大寺新田町535－ 6	奈良市西大寺新田町535－ 1
五条幹線－216	奈良市五条西一丁目5232－ 2	奈良市五条西一丁目5232－ 2
五条幹線－217	奈良市五条西一丁目5232－ 2	奈良市五条西一丁目5232－ 2
北永井幹線－321	奈良市南肘塚町51－ 2	奈良市南肘塚町208－ 3
大安寺第 2 幹線－39	奈良市大森町103－ 2	奈良市大森町92－ 2
帯解幹線－173	奈良市今市町585	奈良市今市町585

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成21年11月 2 日揭示済)

奈良市告示第574号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成21年11月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
道路改良工事（六条二丁目地内・中部第14号線）ほか
24件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)
- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の

- 許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。（特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格）
- 2 社又は 3 社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。
- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級が B に格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の一級建築施工監理技術者を配置で

- きること。(雇用関係が3ヶ月以上の者に限る。)
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時10分までを除く。)
- (2) 場所
告示日から平成21年11月6日までは閲覧コーナー、同月9日以降は監理課窓口
注 電子入札案件については電子入札システムにより入手すること。
- 4 開札の場所
奈良市役所入札室
- 5 開札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 入札参加申請
(郵便入札による参加者)
入札参加を申請する者は、告示日から平成21年11月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時10分までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課(場合によっては閲覧コーナー)に持参してください。
(特定建設工事共同企業体による参加者)
- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。
ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型)
ウ 委任状
エ 専任の一級建築施工監理技術者の資格を証するものの写し(各構成員)
オ 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し(健康保険被保険者証等)
- (2) 入札参加申請方法
特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、その共同企業体の代表者が告示日から平成21年11月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から

- 午後1時10分までを除く。)に、(1)に掲げる書類を奈良市総務部監理課に持参してください。
- また、同じく、告示日から平成21年11月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時までに代表者は電子入札の入札参加申請を行ってください。
- 8 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
(4) 郵便入札の無効
ア 入札に参加する資格のない者のした入札
イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
エ 入札書に記名押印のない入札
オ 入札金額を訂正した入札
カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
ケ 入札書の日付が開札日でない場合
コ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- 9 郵便入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
平成21年11月9日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 電子入札に関する事項
- (1) 電子入札の入札参加申請期間
平成21年11月2日から11月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 電子入札の参加確認通知日
平成21年11月9日までに入札参加申請者に通知します。
- (3) 入札書の提出期間
平成21年11月10日から入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (4) 電子入札の無効
ア 入札に参加する資格のない者のした入札
イ 他人のICカードを使用した入札
ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書

- 及び内訳書が添付されていない入札書
エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
オ 内訳書の日付が開札日でない場合
カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

- (6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成21年11月2日揭示済)

奈良市告示第575号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年11月2日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成21年10月30日
- 移動対象区域
ＪＲ奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
 - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

- イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成21年11月2日揭示済)

奈良市告示第576号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年11月2日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年11月2日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年11月2日揭示済)

奈良市告示第577号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成21年11月2日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成21年11月2日揭示済)

奈良市告示第578号

「奈良市観光ＰＲポスター」デザイン制作業務委託に係る企画提案書応募要領を次のとおり定める。

平成21年11月4日

奈良市長 仲川元庸

「奈良市観光ＰＲポスター」デザイン制作業務委託に係る企画提案書応募要領

1 委託業務の概要

(1) 委託内容等

別紙仕様書のとおりとします。

(2) 委託予定金額

委託料800千円以内（消費税及び地方消費税の額を含みます。）

(3) 契約期間（納期）

契約締結の日から平成22年1月29日（金曜日）までとします。

2 応募資格

この企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件の

すべてを満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 平成21年11月5日（木曜日）から本件業務の企画書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良市の指名停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 平成21年11月5日（木曜日）から本件業務の企画書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (8) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (9) 上記(7)及び(8)並びにそれらの構成員（以下「暴力団員等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- (10) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
- (12) これまでに国又は他の地方公共団体が実施した、ポスターデザイン制作業務の入札又はコンペ等への参加実績がある法人等であること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画書等が様式及び記載上の注意事項

に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

4 提出物及び提出方法

- (1) 提出物及び部数（いずれも原本）

ア 企画書①及び②（別紙様式1）…各1部

*できるだけ具体的、かつ簡潔にわかりやすく記載してください。

*2種類の各々に企画書を作製し、企画書①及び②としてください。

イ 2種類のデザインサンプル（B1判実寸カラー）

…各1部

*B2判のサンプルを提出する必要はありません。

*企画書①及び②（別紙様式1）下部の「提出票」を切り取り、サンプル裏面の右上隅にそれぞれテープ等で仮留めしてください。

*審査後、サンプルの返却を希望される場合は、「提出票」の右上余白に「返却希望」と赤色で明記してください。

ウ 事業者概要書（別紙様式2）…1部

エ 類似業務受注実績（別紙様式3）…1部

*成果物等があれば添付してください。なお、大きなものは写真に撮るなどして添付してください。

オ 委託業務実施体制について（別紙様式4）…1部

カ 応募資格確認書（別紙様式5）…1部

キ 見積書（任意の様式）…1部

*あて先は「奈良市長」としてください。

*一式計上をせず、具体的な各項目の内容や時間、単価等を明示し、第三者による客観的な判断が可能な積み上げ方式で記載してください。

- (2) 提出方法

直接当課へ持参、又は郵送してください。郵送の場合は、書留扱いにする等、発送と受領の記録が残るようにしてください。

- (3) 提出期限

平成21年11月24日（火曜日）午後5時必着

※郵送の場合も、この期限を過ぎて到着したものは受付できません。

- (4) 提出先及び問合せ先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市観光経済部観光戦略室観光企画課

電話番号…0742-34-4739

ファクシミリ…0742-35-6822

電子メール…kankokikaku@city.nara.lg.jp

- (5) その他

この企画コンペへの参加に係る経費は、すべて参加者の負担とします。また、提出された企画書等は書類審査とし、プレゼンテーションなどは実施しません。

5 企画書等の評価

企画書等の評価は得点方式で行い、「奈良市観光PRポスター選定委員会」（以下「委員会」という。）により、提出された2種を一組として、次の評価項目について提案者ごとに採点を行うこととし、各委員の採点結果を合計した点数及び委員会が別に定める加算点を合計した点数をもって得点とします。

- (1) デザインに目を引く力があるか、また、奈良であることを理解しやすいか。
- (2) デザインを見る人に不快感を与える恐れがないか、また、多くの人に受け入れられやすいものか。
- (3) 奈良を魅力的に表現し、見た人の心に残りやすいデザインか。
- (4) 他の模倣ではない独自性があり、斬新な発想が活かされているか。
- (5) 市が発行、頒布するものとしてふさわしく、その意匠が一部特定の者への利益誘導となる恐れがないか。
- (6) 素材の収集、取材等の相手方との調整や、校正・作業体制及び工程管理などが充分に担保され、円滑な業務遂行が見込まれるか。
- (7) 企画内容に応じた見積額で、費用対効果も含めた適正な価格であるか。

6 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

(1) 選定方法

5により得た得点について、最も高い得点を得た者から順に順位を付し、その第1位の提案者を最優秀提案者として選定します。また、第2位の提案者を優秀提案者として選定します。同点により1人に決しがたいときは、同点の者の中から委員の挙手によって決します。

(2) 結果通知

選定結果は、このコンペに参加した全員に対し、それぞれ書面で通知します。

7 契約の締結

6により選定した最優秀提案者と契約締結の交渉を行います。契約交渉が不調のときは、6により選定した優秀提案者と契約締結の交渉を行います。委託業務契約を締結した後は、遅滞なく業務に着手してください。

8 その他

- (1) 提出要領及び仕様書は、平成21年11月5日（木曜日）から同年11月17日（火曜日）午後5時まで、当課で配布します。ただし、配布は開庁時間内に限ります。また、市のホームページからもダウンロードできます。
- (2) 企画書をはじめ、提出した書類に虚偽の記載をした場合は、その企画書等のすべてを無効とし、契約締結後であってもその契約を解除する場合があります。
- (3) 提出された書類は返却しません。ただし、4の(1)のイで提出されたデザインサンプルのみ、事前に申し出があった場合は下記の方法により返却します。なお、提出された書類を他に使用することはできません。
- (4) 前記によるデザインサンプルの返却は、平成21年12月14日（月曜日）から同年12月18日（金曜日）までの

期間の開庁時間中に当課で行いますので、当課からお送りした「審査結果通知」の原本をお持ちになり、直接受け取りに来てください。発送等のご希望には応じかねます。また、この期間を過ぎてなお受け取りに來られない場合は返却希望の有無に関わらず、当課にて廃棄させていただきます。

- (5) 同一の者が複数の企画書等を提出することはできません。複数の提出があった場合はすべて失格とします。同一事業者からの複数の者による提出は、同一の者からの提出とみなします。
- (6) 一度提出し、受理された企画書等を差し替えることはできません。
- (7) デザインの制作にあたっては、使用する素材の著作権等の権利関係のほか、対象物についての使用許諾等の処理を適切に行い、業務の遂行に支障が出ないようにしてください。特に、信仰対象や伝統行事等に関しては、その使用方法や表現方法に制限を求められる場合がありますので十分に留意してください。
- (8) この企画コンペについての説明会は実施しません。質問がある場合は、質問書（別紙様式6）を使いファクシミリ（0742-35-6822）または電子メール（kan.kokikaku@city.nara.lg.jp）によって、平成21年11月18日（水曜日）午後5時までにおこなってください。原則として、質問書を受理した日から3日（休日を除く）以内に、質問者に対し回答します。電話での質問は受け付けできません。
- (9) 寄せられた質問の骨子及び回答をまとめたものは、このコンペに参加した全員に宛ててファクシミリ又は電子メールで平成21年11月20日（金曜日）までに送信します。
- (10) その他業務全般の進行にあたっては、奈良市観光企画課の指示に従ってください。

別紙仕様書及び様式省略

（平成21年11月4日揭示済）

奈良市告示第579号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年11月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年8月26日 奈良市指令都整開 第09A-22号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年11月4日 第1190号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市東登美ヶ丘五丁目2020番261及び2020番262
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市学園朝日元町2-527-6

清水 義仁

(平成21年11月4日揭示済)

奈良市告示第580号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年11月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年8月17日 奈良市指令都整開 第09A-18号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年11月4日 第1191号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中町3539番1及び3540番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市中町3752
大原 彦次

(平成21年11月4日揭示済)

奈良市告示第581号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年11月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年8月7日 奈良市指令都整開 第09A-15号
平成21年10月13日 奈良市指令都整開 第09A-15-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年11月5日 第1192号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中山町西三丁目535番147、535番148、535番149、535番158、535番159及び535番160
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
生駒市真弓一丁目2番14号
ベル不動産コンサルタント株式会社
代表取締役 坂根一匡

(平成21年11月5日揭示済)

奈良市告示第582号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成21年11月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成21年11月20日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成21年8月3日から同月4日まで、同月6日、同月10日、同月12日、同月18日から20日まで、同月23日、同月25日から同月26日まで、同月28日。

(平成21年11月6日揭示済)

奈良市告示第583号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年11月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年11月6日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成21年11月6日揭示済)

奈良市告示第584号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の41第4項で準用する同法第252条の39第5項の規定により、次のとおり個別外部監査契約を締結したので、同条第9項の規定により告示します。

平成21年11月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 個別外部監査契約の期間
平成21年11月10日から平成22年3月31日まで
- 2 地方自治法第252条の41第2項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る事項
針テラス事業特別会計の経営に関する事務の執行について
- 3 個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 個別外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 大西寛文
住所 大阪府豊中市上野東三丁目13番59号
5 個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。
(平成21年11月10日揭示済)

奈良市告示第585号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。
平成21年11月11日
奈良市長 仲川元庸
次のとおり省略
(平成21年11月11日揭示済)

奈良市告示第586号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成21年11月11日
奈良市長 仲川元庸
1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
平成21年11月10日
3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成21年11月11日揭示済)

奈良市告示第587号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。
平成21年11月12日
奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市あやめ池南二丁目1番41号
申請者氏名	クリエイト関西株式会社 代表取締役 葛原 芳保
道路の位置	奈良市北京終町57番2、57番8の各一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	21.40m
指定年月日	平成21年11月12日
指定番号	第21013号

(平成21年11月12日揭示済)

奈良市告示第588号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。
平成21年11月12日
奈良市長 仲川元庸

申請者住所	東大阪市水走四丁目9番3号
申請者氏名	オーエッチ工業株式会社 代表取締役 清水 義道
道路の位置	奈良市秋篠町1667番8
道路の幅員	最大5.0m 最小5.0m
道路の延長	4.0m
指定年月日	平成21年11月12日
指定番号	第21015号

(平成21年11月12日揭示済)

奈良市告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成21年11月13日
奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
上田クリニック	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1-63サンワシティ西大寺3F	平成21年9月18日

(平成21年11月13日揭示済)

奈良市告示第590号

平成21年奈良市告示第153号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。
平成21年11月13日
奈良市長 仲川元庸
次のよう省略
(平成21年11月13日揭示済)

奈良市告示第591号

平成21年奈良市告示第542号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部を次のように改正する。
平成21年11月13日
奈良市長 仲川元庸

次のよう省略
(平成21年11月13日揭示済)

奈良市告示第592号

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年11月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱（平成18年奈良市告示第198号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第58条及び」を「第54条第1項の規定による精神通院医療の支給認定又は」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の適用を受けて医療が行われる者は、対象者とし

ない。

附 則

この告示は、平成21年11月13日から施行し、この告示による改正後の奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成21年11月13日揭示済)

奈良市告示第593号

奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成21年11月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項の規定に基づく奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援を図るための基本計画の策定に係る協議及び検討に関すること。
(2) その他基本計画策定に関し必要な事項に関すること。
(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 民間支援団体関係者
(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が適当と認めた者
(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(報告)

第6条 委員会は、第2条に掲げる事項の検討が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、男女共同参画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年11月13日から施行する。
(この告示の失効)

2 この告示は、第6条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

(平成21年11月13日揭示済)

奈良市告示第594号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成21年11月13日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
岡橋 孝治郎	済生会奈良病院	奈良市八条四丁目643番地	整形外科（肢体不自由）	平成21年11月5日

(平成21年11月13日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第20号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、個別外部監査人の監査事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が個別外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成21年11月11日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山 中 益 敏

1 個別外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

武 田 宗 久
大阪府河内長野市美加の台6丁目22番14号
酒 井 清
兵庫県川西市美山台1丁目1番44号
小 林 誠
兵庫県明石市西明石町3丁目15番5号
寺 川 徹 也
奈良県奈良市千代ヶ丘一丁目9番地の66
杉 山 恵 美
大阪府茨木市新和町20番25号 アメージング・グレース302号室

2 個別外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成21年11月11日から平成22年3月31日まで
(平成21年11月11日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第39号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成21年11月2日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

1 入札に付する事項

管工事、市内法華寺町地内ほか3件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和

24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 簡易書留、一般書留

- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年11月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局

建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年11月9日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成21年11月2日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第19号

平成21年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成21年11月5日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日 時

平成21年11月10日（火）

午前10時

2 場 所

奈良市立三笠中学校 会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成21年度12月補正予算要求について

(2) 奈良市立小学校30人学級編制の拡大実施及び教員採用候補者の募集について

(3) 奈良市立幼稚園主任候補者及び園長候補者試験の実施について

(4) 奈良市立幼稚園教員採用候補者選考試験第1次試験結果について

(5) 平成21年度「親子人権ふれあいフォーラム」について

議 事

議案第46号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔西部公民館学園前大和分館〕

議案第47号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔南部公民館精華分館〕

議案第48号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔南部公民館東九条分館〕

議案第49号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔南部公民館明治分館〕

議案第50号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔三笠公民館大安寺西分館〕

議案第51号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔田原公民館横田分館〕

議案第52号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔田原公民館水間分館〕

議案第53号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔田原公民館柚ノ川分館〕

議案第54号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔富雄公民館元町分館〕

議案第55号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔柳生公民館興ヶ原分館〕

議案第56号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔柳生公民館邑地分館〕

議案第57号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔柳生公民館丹生分館〕

議案第58号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔柳生公民館北野山分館〕

議案第59号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔若草公民館佐保分館〕

議案第60号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔興東公民館東里分館〕

議案第61号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔興東公民館狭川分館〕

議案第62号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔興東公民館大平尾分館〕

議案第63号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔春日公民館西木辻分館〕

議案第64号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔春日公民館大安寺分館〕

議案第65号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔春日公民館済美南分館〕

議案第66号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔二名公民館二名分館〕

議案第67号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔二名公民館西登美ヶ丘分館〕

議案第68号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔京西公民館平松分館〕

議案第69号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔伏見公民館あやめ池分館〕

議案第70号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔平城公民館歌姫分館〕

議案第71号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔飛鳥公民館白毫寺分館〕

議案第72号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔都跡公民館佐紀分館〕

議案第73号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について〔都跡公民館尼辻分館〕

議案第74号 奈良市地域学校連携推進委員会委員の委嘱について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
10月～11月

(2) 新型インフルエンザの対応について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、
定員5名になり次第締め切ります。

(平成21年11月5日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第19号

奈良市農業委員会平成21年11月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成21年11月6日

奈良市農業委員会

農地部会長 右 原 正 卓

1 日時

平成21年11月13日（金） 午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について

(3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

(5) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について

(6) 農地法第25条第2項の規定による通知の受理について

(7) 水田利用転換届出について

(8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

(9) 知事許可について（10月許可分）

(10) 非農地証明について（10月分）

(平成21年11月6日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。